

青森県報

第二千四百五十号

平成十七年
三月九日
(水曜日)

目次

告 示

| | | |
|--------------------------------|-----------------|---|
| 字区域の変更..... | (市) 振興町 課 | 一 |
| 青森県小売物価統計調査規程を廃止する規程..... | (統計分析課) | 二 |
| 小売物価統計調査の調査品目の廃止..... | (同) | 二 |
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... | (高 齢 福 祉 保 險 課) | 二 |
| 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... | (同) | 三 |
| 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定..... | (障害福祉課) | 三 |
| 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定..... | (同) | 三 |
| 知的障害者福祉法による特定知的障害者授産施設の指定..... | (同) | 四 |
| 児童福祉法による居宅支援事業者の指定..... | (同) | 四 |
| 道路の区域の変更..... | (道 路 課) | 五 |
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (経営振興課) | 五 |

告 示

示

青森県告示第百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、脇野沢村長から脇野沢村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条

第二項の規定により告示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林九八一林班ぬ小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の二の点から六三八の点までの点を順次連結する線及び二の点と六三八の点を結び線で囲まれる区域を大字脇野沢字蛸田に編入する。

下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城

| | | | |
|-----|---|------|----------------|
| 二 | 点 | X 座標 | + 二五八六二・四八メートル |
| | | Y 座標 | - 三五九九・四四メートル |
| 一 | 点 | X 座標 | + 二五八五五・五四メートル |
| | | Y 座標 | - 三六〇三・二六メートル |
| 二六三 | 点 | X 座標 | + 二五八二九・三二メートル |
| | | Y 座標 | - 三六三四・四六メートル |
| 二六二 | 点 | X 座標 | + 二五七七五・九三メートル |
| | | Y 座標 | - 三六八九・九二メートル |
| 二六一 | 点 | X 座標 | + 二五七二二・五〇メートル |
| | | Y 座標 | - 三七四九・五一メートル |
| 二六〇 | 点 | X 座標 | + 二五六七七・六五メートル |
| | | Y 座標 | - 三七九二・八三メートル |
| 六二六 | 点 | X 座標 | + 二五七一・三七メートル |
| | | Y 座標 | - 三八〇六・二二メートル |
| 六二六 | 点 | X 座標 | + 二五七二三・九三メートル |
| | | Y 座標 | - 三八〇六・九〇メートル |
| 六二七 | 点 | X 座標 | + 二五七二二・〇〇メートル |
| | | Y 座標 | - 三七九〇・五五メートル |
| 六二八 | 点 | X 座標 | + 二五七四五・八九メートル |
| | | Y 座標 | - 三七七九・五九メートル |
| 六二九 | 点 | X 座標 | + 二五七六八・三一メートル |

| | | | | |
|-----|---|-----|---|--------------|
| 六三一 | 点 | X座標 | - | 三七五八・七三メートル |
| 六三一 | 点 | Y座標 | + | 二五七九〇・七七メートル |
| 六三二 | 点 | X座標 | - | 三七三六・七九メートル |
| 六三二 | 点 | Y座標 | + | 二五八〇二・一六メートル |
| 六三三 | 点 | X座標 | - | 三七一六・四九メートル |
| 六三三 | 点 | Y座標 | + | 二五八一〇・七七メートル |
| 六三四 | 点 | X座標 | - | 三七〇九・〇八メートル |
| 六三四 | 点 | Y座標 | + | 二五八二七・七七メートル |
| 六三五 | 点 | X座標 | - | 三六八七・五四メートル |
| 六三五 | 点 | Y座標 | + | 二五八五三・三九メートル |
| 六三六 | 点 | X座標 | - | 三六六六・五三メートル |
| 六三六 | 点 | Y座標 | + | 二五八六二・一五メートル |
| 六三七 | 点 | X座標 | - | 三六四三・〇七メートル |
| 六三七 | 点 | Y座標 | + | 二五八六四・二八メートル |
| 六三八 | 点 | X座標 | - | 三六二八・九三メートル |
| 六三八 | 点 | Y座標 | + | 二五八六〇・七六メートル |
| | | Y座標 | - | 三六一四・五一メートル |

青森県告示第百五十一号

青森県小売物価統計調査規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県小売物価統計調査規程を廃止する規程

青森県小売物価統計調査規程（昭和三十二年七月青森県告示第四百八十九号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県告示第百五十二号

平成十三年十二月二十八日青森県告示第七百一十一号（小売物価統計調査の調査品目）は、平成十七年三月三十一日限り、廃止する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定居宅サービス事業者 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|----------------------|-------------|----------------------|---------------------|----------|
| | | | | | |
| 有限会社サークル介護 | 西津軽郡木造町大字富田字富久地四の一 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホームぬくもりの家 | 西津軽郡森田村大字上相野字杖木一九の四 | 平成一七・二・四 |
| 社会福祉法人白生会 | 五所川原市大字金山字竹崎二三〇の三 | 通所介護 | 社会福祉法人白生会デイサービスセンター | 五所川原市字敷島町一の三 | 一七・二・三 |
| 社会福祉法人白生会 | 五所川原市大字金山字竹崎二三〇の三 | 痴呆対応型共同生活介護 | 社会福祉法人白生会グループホームムけやき | 五所川原市字敷島町一の三 | " |
| 社会福祉法人徳誠福祉会 | 青森市富田五丁目一九の四一 | 訪問介護 | ヘルパーステーションおきだて | 青森市富田五丁目八の三〇 | 一七・二・三 |
| 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六の一 | 通所介護 | ツクイ青森浜館 | 青森市浜館二丁目一三の七 | " |
| 特定非営利活動法人和生 | 十和田市東二十三番町二九の六 | 訪問介護 | ヘルパーステーション生がいき | 十和田市東二十三番町二九の六 | 一七・二・六 |

| | | | | | |
|------------|-------------|------|---------------|--------------|---|
| 社会福祉法人まほろば | 八戸市小中野八丁目六三 | 訪問看護 | 訪問看護ステーション小中野 | 八戸市小中野八丁目八の八 | " |
|------------|-------------|------|---------------|--------------|---|

青森県告示第百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定居宅介護支援事業者 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | 指定期限 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 有限会社さくら | 北津軽郡金木町大字川倉字七夕野八四の三六七 | さくら園介護支援センター | 北津軽郡金木町大字川倉字七夕野八四の三六七 | 平成二七・三・四 |
| 有限会社仁智 | 青森市大字荒川一字筒井三〇六の | 居宅介護支援センターこまきの | 青森市大字安田七字近野二五三の | 二七・三・三 |
| 社会福祉法人白生会 | 五所川原市大字金山字竹崎二三〇の三 | 社会福祉法人白生会居宅介護支援事業所けやき | 五所川原市字敷島町一の三 | 二七・三・三 |

青森県告示第百五十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|----------|
| 指定居宅支援事業者 | 主たる事務所の所在地 | 身体障害者居宅支援の種類 | 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 有限会社青森介護事業所 | 青森市緑一丁目一の三六 | 居宅介護事業 | 有限会社青森介護事業所 | 青森市緑一丁目一の三六 | 平成二七・三・一 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護事業 | つがる市社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護事業 | つがる市社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護事業 | つがる市社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

| | | |
|-------------|-------------|----------|
| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 有限会社青森介護事業所 | 青森市緑一丁目一の三六 | 平成二七・三・一 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

| | | |
|---------|------------|------|
| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

| | | |
|---------|------------|------|
| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

| | | |
|---------|------------|------|
| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

| | | |
|---------|------------|------|
| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

| | | |
|---------|------------|------|
| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |
| 社会福祉協議会 | つがる市木造若緑五二 | " |

青森県告示第百五十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百五十七号
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり特定知的障害者授産施設を指定したので、同法第十五条の三十一第

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------------------|----------|-------------------|-------------------|--------------------|-------|
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 有限会社青森介護事業所 | 青森市緑一丁目一之三六 | 居宅介護等事業 | | 有限会社青森介護事業所 | 青森市緑一丁目一之三六 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人極光の会 | 南津軽郡常盤村大字榊字植田三三の二 | 地域生活援助事業 | | A 玄輝門住宅 | 南津軽郡藤崎町大字中島字種元三一の五 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人和晃会 | 五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二 | 地域生活援助事業 | | サンエース | 五所川原市布屋町二六の一 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護等事業 | | つがる市協議会ホームヘルプセンター | つがる市木造若緑五二 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護等事業 | | つがる市協議会ホームヘルプセンター | つがる市森田町七の三 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護等事業 | | つがる市協議会ホームヘルプセンター | つがる市稲垣町豊川宮川一三六 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 知的障害者の種類 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護等事業 | | つがる市協議会ホームヘルプセンター | つがる市車力町花林四八 | |

一号の規定により公示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三村 申 吾

| | | |
|------|--------------|----------|
| 名称 | 設置の場所 | 指定年月日 |
| すてっぷ | 青森市中佃一丁目三の三〇 | 平成一七・三・一 |

青森県告示第百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------------|-----------|------------------|---------|-------------------|-------|
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 児童居宅支援の種類 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 有限会社青森介護事業所 | 青森市緑一丁目一之三六 | | | 居宅介護等事業 | 有限会社青森介護事業所 | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 児童居宅支援の種類 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | | | 居宅介護等事業 | つがる市協議会ホームヘルプセンター | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 児童居宅支援の種類 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | | | 居宅介護等事業 | つがる市協議会ホームヘルプセンター | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 児童居宅支援の種類 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | | | 居宅介護等事業 | つがる市協議会ホームヘルプセンター | |
| 指定居宅支援事業者 | 名称 | 主たる所在地 | 児童居宅支援の種類 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | | | 居宅介護等事業 | つがる市協議会ホームヘルプセンター | |

| | | | | | |
|---------------|------------|---------|---------|---------|---|
| 社会福祉法人つがる市協議会 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護等事業 | つがる市協議会 | つがる市稲垣町 | " |
| 社会福祉協 | つがる市木造若緑五二 | 居宅介護等事業 | つがる市協議会 | つがる市稲垣町 | " |

| | | | | | | | | |
|---|----------------------|----------------------|----------------------------------|--------|--------|-------|-------|----|
| 1 | 図面番号 | 道路種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| 1 | 県道 | 林五所川原線 | つがる市木造出野里泉田三の三からつがる市木造出野里山吹一の五まで | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 | |
| | 後 | 前 | | | | | | |
| | 六・五〇メートルから六・五〇メートルまで | 二六・六〇メートルから七四・〇〇メートル | | | | | | |
| | 六・五〇メートルから七四・〇〇メートル | | | | | | | |

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース十和田穂並町店
十和田市穂並町六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社みまん
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦 紘一
変更しようとする事項

| 区 分 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------------------|--|----------------------------------|----------|
| 大規模小売店舗の営業開始及び閉店時刻 | 大規模小売店舗の営業開始時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 | 大規模小売店舗の営業開始時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 | 平成一七・三・七 |
| 小売店舗の営業開始及び閉店時刻 | 小売店舗の営業開始時刻 午前八時三十分（日祝祭日） 閉店時刻 午後十一時三十分 | 小売店舗の営業開始時刻 午前八時三十分から午後十一時三十分まで | |
| 大規模小売店舗の営業開始及び閉店時刻 | 大規模小売店舗の営業開始時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 | 大規模小売店舗の営業開始時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 | |
| 小売店舗の営業開始及び閉店時刻 | 小売店舗の営業開始時刻 午前八時三十分（日祝祭日） 閉店時刻 午後十一時三十分 | 小売店舗の営業開始時刻 午前八時三十分から午後十一時三十分まで | |

四 届出年月日

平成十七年三月一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年三月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年七月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭